



第3次 行田市環境基本計画

令和7年3月



第3次行田市環境基本計画の策定にあたって



本市は、利根川・荒川の二大河川と、これらに繋がる中小多くの河川や水路が縦横に流れ、街の郊外には広大な水田が広がる自然豊かな街です。私たちは、先人たちから受け継いできたこの恵まれた環境を守り、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

しかし私たちの世界は、現在、気候変動や生物多様性の損失、環境汚染といったさまざまな環境課題に直面しています。中でも世界的に関心が高まっているのは、気候変動への対応です。2015年に採択され、2020年から本格運用されているパリ協定では、気温上昇を2度未満に抑えるという高い目標を掲げ、世界各国が協力して温室効果ガス排出削減に取り組むこととしています。また、国際社会においては、資源循環型社会の実現に向けた取り組みや、生物多様性の保護など、さまざまな環境施策に関心が高まっています。

このような状況において、新たに策定した「第3次行田市環境基本計画」は、国が令和6年5月に閣議決定した「第6次環境基本計画」を踏まえ、「気候変動：カーボンニュートラル」、「資源循環：サーキュラーエコノミー」、「自然環境：ネイチャーポジティブ」の3つの視点を中心とした構成としています。これらの各分野において、また時には分野を越えて総合的に取り組むことで、環境対策だけでなく、市民生活の質の向上や地域社会の発展にも繋がるよう、施策を展開してまいります。

本市の豊かな自然環境を次の世代に引き継ぎつつ、新しい行田への歩みを進めていくためには、行政だけでなく、市民の皆様や事業者の皆様など、あらゆるステークホルダーがそれぞれの立場で行動する必要があります。今後も、皆様のさらなるご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました行田市環境審議会委員の皆様、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様及び事業者の皆様に心から感謝申し上げますとともに、今後の計画の推進により一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

行田市長 行 田 邦 子

目 次

I 環境基本計画の基本的事項

1 環境基本計画とは	1
2 策定の背景と目的	1
3 計画の位置付け	2
4 計画の期間	2
5 計画の対象範囲	3
6 各主体の役割	4
7 策定体制	4

II 環境の状況と社会の動向

1 環境に関する社会の動向	5
1-1 気候変動：カーボンニュートラル	5
1-2 資源循環：サーキュラーエコノミー	6
1-3 自然環境：ネイチャーポジティブ	7
1-4 生活環境	8
1-5 環境保全活動	8
2 市の環境の現状	9
2-1 気候変動：カーボンニュートラル	9
2-2 資源循環：サーキュラーエコノミー	13
2-3 自然環境：ネイチャーポジティブ	15
2-4 生活環境	17
2-5 環境保全活動	23
3 市の環境の課題	25
3-1 気候変動：カーボンニュートラル	25
3-2 資源循環：サーキュラーエコノミー	25
3-3 自然環境：ネイチャーポジティブ	25
3-4 生活環境	26
3-5 環境保全活動	26

Ⅲ 施策の展開

1 気候変動：カーボンニュートラル	27
2 資源循環：サーキュラーエコノミー	31
3 自然環境：ネイチャーポジティブ	34
4 生活環境	36
5 環境保全活動	38
主体別の取組み	39

Ⅳ 計画の推進

1 進行管理	42
2 推進体制	42

気候変動適応計画	43
----------------	----

資料編	49
-----------	----

- 資料1 用語解説
- 資料2 関連する条例等
- 資料3 行田市環境審議会委員名簿
- 資料4 計画策定の経緯
- 資料5 諮問・答申